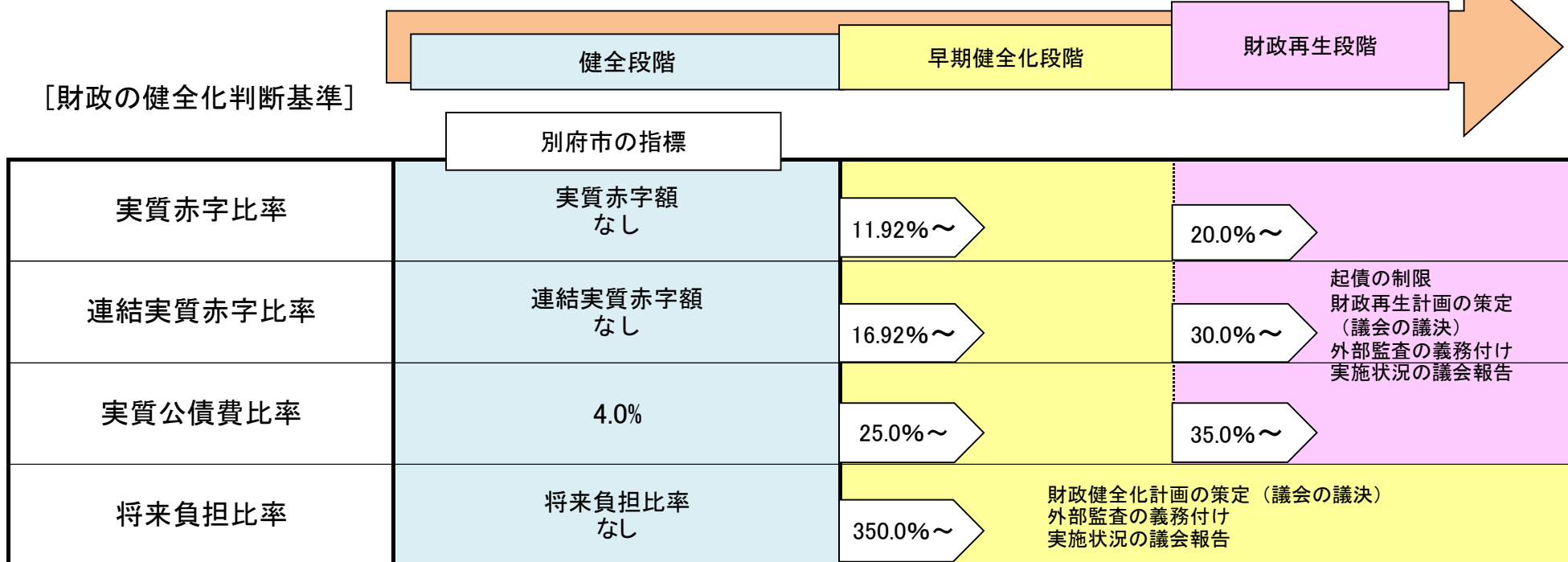


健全化判断基準・経営健全化基準

(令和6年度決算)

[財政の健全化判断基準]



[公営企業の経営健全化基準]



早期健全化段階

「早期健全化段階」は、いわばイエローカードともいうべき段階で、議会の議決を経て「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、実施状況を、毎年度、議会に報告し公表しなければなりません。また、早期健全化が著しく困難であると認められるときは、都道府県知事は、必要な勧告をすることができるとされています。

財政再生段階

「財政再生段階」は、いわばレッドカードともいうべき段階で、地方債の起債制限を受けるとともに、議会の議決を経て「財政再生計画」の策定が義務付けられ、実施状況を、毎年度、議会に報告し公表しなければなりません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できるとされています。